別紙４

意見公募要領

１　意見公募対象

・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案
・電気通信事業報告規則第七条の三の規定に基づき、総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件の一部を改正する告示案
・電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン（第８，９版）（案）

２　意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、情報通信審議会からの答申を受け、電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえ、重大な事故の報告基準及びおそれ事態の報告対象の見直しを行うため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の改正案等を作成しました。

つきましては、案について、令和７年 11 月 27 日（木）から同年 12 月 26 日（金）までの間、意見募集を行います。

３　資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布し又は閲覧に供することとします。

４　意見の提出方法・提出先

（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

（２）または（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov（https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームから御提出下さい。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：anshin_iken_atmark_soumu.go.jp
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 安全・信頼性対策課　宛て
※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としております。送信の際には「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いします。
※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。
※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。やむを得ず添付ファイルを送付する場合は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問合せ下さい。）。
※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合
〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 安全・信頼性対策課　宛て
別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。
〇ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
〇ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問合せ下さい。）
〇ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承下さい。

５　意見提出期間

令和７年 11 月 27 日（木）から同年 12 月 26 日（金）まで
※郵送の場合は、締切日の消印まで有効とします。

６　留意事項

・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総合通信基盤局 電気通信事業部 安全・信頼性対策課にて配布し又は閲覧に供します。
・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不

明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承下さい。

・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承下さい。

連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 安全・信頼性対策課

担当： 広瀬課長補佐、夏越係長、野村官

電話：03-5253-5858（直通）

電子メールアドレス：anshin_iken_atmark_soumu.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

別紙様式

意　見　書

令和　　年　　月　　日

総務省　総合通信基盤局　電気通信事業部
　安全・信頼性対策課　宛て

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。また、別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式別紙

意見対象項目（該当箇所）		御意見
該当ページ （行目）	該当する記載	

注：適宜欄を追加して御回答ください。